

けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち次の各号(第1号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げるものの額の支払を、通所給付決定保護者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用の取扱等については、省令第23条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 条例第23条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において行うことを要しない健康診断)

第7条 条例第32条第1項ただし書の規則で定める健康診断は、次に掲げる健康診断とする。

- (1) 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断
- (2) 障害児が通学する学校における健康診断

2 条例第32条第1項ただし書の規定により健康診断の全部又は一部を行うことを要しない場合は、前項各号に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が次の各号に掲げる健康診断の区分に応じ当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係る児童発達支援事業者は、当該各号に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる健康診断 通所開始時の健康診断
- (2) 前項第2号に掲げる健康診断 定期的健康診断又は臨時的健康診断

第3章 医療型児童発達支援

(従業者の員数)

第8条 条例第55条第2項の規定により定める指定医療型児童発達支援事業所(同条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次条及び第12条第2項において同じ。)の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護師 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上

(設備)

第9条 条例第56条第2項の規定により定める指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、階段の傾斜を緩やかにすることとす

る。

(条例第57条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払)

第10条 条例第57条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第11条 指定医療型児童発達支援事業者(条例第55条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、指定医療型児童発達支援(条例第54条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下この条及び第21条第2項において同じ。)を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいい、食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を、通所給付決定保護者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用の取扱等については、省令第60条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 条例第57条において準用する条例第23条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(準用)

第12条 第7条の規定は、指定医療型児童発達支援事業者について準用する。

第4章 放課後等デイサービス

(従業者の員数)

第13条 条例第59条第2項の規定により定める指定放課後等デイサービス事業所(同条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下この項において同じ。)の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス(条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の

単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる単位における障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア 障害児の数が10以下 2以上

イ 障害児の数が10超 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 指導員又は保育士の合計数には、機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合における当該機能訓練担当職員の数を含めることができる。

3 第1項第1号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスの提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(条例第60条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払)

第14条 条例第60条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第15条 指定放課後等デイサービス事業者(条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。以下この条において同じ。)は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を、通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 条例第60条において準用する条例第23条第2項の規則で定める費用は、第3項に規定する費用とする。

第5章 保育所等訪問支援

(従業者の員数)

第16条 条例第62条第2項の規定により定める指定保育所等訪問支援事業所(同条第1項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。)の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

(条例第65条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払)

第17条 条例第65条において準用する条例第22条第2項ただし書の

規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第18条 指定保育所等訪問支援事業者(条例第62条第1項に規定する指定保育所等訪問支援事業者をいう。以下この条において同じ。)は、指定保育所等訪問支援(条例第61条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下この条において同じ。)を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、通所給付決定保護者の選定により条例第16条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を、通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 条例第65条において準用する条例第23条第2項の規則で定める費用は、第3項に規定する交通費とする。

第6章 多機能型事業所に関する特例

(従業者に関する特例)

第19条 条例第66条第1号から第4号までに規定する事業のみを行う多機能型事業所(同条各号に掲げる事業のうち2以上の事業(同条第5号に掲げる事業のみを行うものを除く。)を一体的に行う場合における当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)に係る事業を行う者に対する第2条、第3条及び第13条の規定の適用については、第2条第1項第1号、第2項及び第4項並びに第3条第1項第2号のア、第2項第1号、第5項及び第6項中「指定児童発達支援」とあり、並びに第13条第1項第1号、第2項及び第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは、「指定通所支援」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(条例第66条第1号から第4号までに規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)に係る事業を行う者に対する条例第5条及び第59条の規定の適用については、条例第5条第4項中「第1項第1号の指導員又は保育士」とあり、及び条例第59条第3項中「指導員又は保育士」とあるのは、「従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)」とする。

(設備に関する特例)

第20条 多機能型事業所の設備は、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができるものとする。この場合において、当該多機能型事業所に係る事業を行う者は、当該多機能型事業所における指定通所支援の提供に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(利用定員に関する特例)

第21条 多機能型事業所(条例第66条第1号から第4号までに規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)の利用定員は、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(条例第66条第1号から第4号までに規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員は、5人(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人)以上とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の利用定員は、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所(条例第66条第1号から第4号までに規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)の利用定員は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う同条第5号のアの指定生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 5 省令第82条第5項に規定する厚生労働大臣が定める離島その他の地域であって将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う第2項の多機能型事業所に対する同項の規定の適用については、同項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 条例附則第2項に規定するものに対する第2条第1号のイ及びイ並びに第13条第1号のイ及びイの規定の適用については、平成27年3月31日までの間は、これらの規定中「10」とあるのは、「15」とする。
- 3 省令附則第3条に規定する者に対する第3条第1項第2号のイの規定の適用については、当分の間、同イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは、「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」とする。
- 4 条例附則第3項に規定する基準該当通所支援の事業の基準については、当分の間、同項の規定によるほか、条例第28条、第29条、第31条、第41条、第43条、第44条及び第50条第1項の規定を準用するものとする。

障害者支援課

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第20号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従

業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第67号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数)

第2条 条例第4条第3項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 児童指導員(条例第4条第1項第2号に規定する児童指導員をいう。以下この項及び第8条第2号において同じ。)及び保育士 次に定める基準

ア 児童指導員及び保育士の総数は、次の(7)から(9)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(7)から(9)までに定める員数とすること。

(7) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を4.3で除して得た数(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数)以上

(8) 主として盲児(条例第5条第1項に規定する盲児をいう。次条第2号において同じ。)又はろうあ児(条例第5条第1項に規定するろうあ児をいう。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児である乳児又は幼児(次条第1号のウ及び第8条第2号のイの(1)において「乳幼児」という。)の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数)以上

(9) 主として肢体不自由(条例第4条第2項第1号に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員は、1以上とすること。

ウ 保育士は、1以上とすること。

- (3) 栄養士 1以上
- (4) 調理員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者(条例第4条第1項第5号に規定する児童発達支援管理責任者をいう。第8条第5号において同じ。) 1以上

(6) 看護師 次のア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準

ア 主として自閉症児(条例第4条第2項第1号に規定する自閉症児をいう。第8条第2号のイの(7)において同じ。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上

(指定福祉型障害児入所施設の設備)

第3条 条例第5条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、乳幼児である障害児1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

エ 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(2) 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の階段 傾斜を緩やかにすること。

(条例第16条第2項ただし書の規則で定める支払)

第4条 条例第16条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(指定福祉型障害児入所施設における支払の受領等)

第5条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。)第2条第6号に規定する入所利用者負担額をいう。第11条第1項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額(省令第2条第5号に規定する指定入所支援費用基準額をいう。第11条第2項第1号において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を、入所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額(同法第24条の7第2項において準用する同法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用の取扱等については、省令第17条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定福祉型障害児入所施設は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 条例第17条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(指定福祉型障害児入所施設において行うことを要しない健康診断)

第6条 条例第27条第1項ただし書の規則で定める健康診断は、次に掲げる健康診断とする。

- (1) 児童相談所等における障害児の入所前の健康診断
- (2) 障害児が通学する学校における健康診断

2 条例第27条第1項ただし書の規定により健康診断の全部又は一部を行うことを要しない場合は、前項各号に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が次の各号に掲げる健康診断の区分に応じ当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、当該各号に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる健康診断 入所時の健康診断

(2) 前項第2号に掲げる健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断

(指定福祉型障害児入所施設における給付金として支払を受けた金銭の管理)

第7条 条例第30条の規則で定める給付金は、障害児に係る省令第31条に規定する厚生労働大臣が定める給付金とする。

2 条例第30条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この項において「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

(2) 障害児に係る金銭を前項の給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 当該障害児が退所した場合は、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(指定医療型障害児入所施設の従業者の員数)

第8条 条例第51条第3項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数

(2) 児童指導員及び保育士 次に定める基準

ア 児童指導員及び保育士の総数は、次の(7)又は(4)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(7)又は(4)に定める員数とすること。

(7) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上

イ 児童指導員は、1以上とすること。

ウ 保育士は、1以上とすること。

(3) 心理指導を担当する職員 1以上

(4) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

(指定医療型障害児入所施設の設備)

第9条 条例第52条第3項の規定により定める設備の基準は、主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設の階段について、その傾斜を緩やかにすることとする。

(条例第53条において準用する条例第16条第2項ただし書の規則で定める支払)

第10条 条例第53条において準用する条例第16条第2項ただし書の

規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(指定医療型障害児入所施設における支払の受領等)

第11条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- (1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払
- (2) 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型障害児入所施設は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を、入所給付決定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品費
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型障害児入所施設は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 条例第53条において準用する条例第17条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(準用)

第12条 第6条及び第7条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

障害者支援課

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年3月28日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第25条中「1月1日」を「4月1日」に改める。

第30条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が特に必要があると認めた場合 任命権者が人事委員会と協議して定める日
附則に次の3項を加える。

(平成25年4月1日における職員の昇給の号俸数の特例)

9 平成25年4月1日において職員を第28条に規定する昇給をさせる場合の号俸数は、同条の規定にかかわらず、第26条の規定による勤務実績の実証に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である職員 2号俸以上(一般職員給与条例第8条第3項、学校職員給与条例第11条第3項又は警察職員給与条例第8条第3項の規定の適用を受ける職員にあつては、1号俸以上)

(2) 勤務成績が良好である職員 1号俸

10 平成25年1月1日後に新たに職員となったものその他当該職員との権衡上必要があるものとして人事委員会が定める職員の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める号俸数とする。

11 第28条第4項及び第5項の規定は、前2項の場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前3項の規定による」とあるのは「附則第9項及び第10項の規定による」と、「前3項」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

別表第7のA中「27号俸」を「29号俸」に、「17号俸」を「19号俸」に、「7号俸」を「9号俸」に、「23号俸」を「25号俸」に、「13号俸」を「15号俸」に、「3号俸」を「5号俸」に改め、同表のイ中「2号俸」を「5号俸」に、「15号俸」を「19号俸」に、「5号俸」を「9号俸」に、「37号俸」を「40号俸」に、「33号俸」を「36号俸」に、「13号俸」を「16号俸」に、「21号俸」を「25号俸」に、「11号俸」を「15号俸」に、「1号俸」を「5号俸」に改め、同表のうち「31号俸」を「33号俸」に、「7号俸」を「9号俸」に改め、同表のE中「13号俸」を「17号俸」に、「1号俸」を「5号俸」に、「11号俸」を「15号俸」に、「17号俸」を「21号俸」に、「7号俸」を「11号俸」に改め、同表のオ中「11号俸」

を「15号俸」に、

2級 5号俸

を

2級 9号俸

に、「1号俸」を「5号俸」に改め、同オの備考の3の(1)中「15号俸」を「19号俸」に、「9号俸」を「13号俸」に改め、同3の(2)中「5号俸」を「9号俸」に改め、同表のキ中「33号俸」を「35号俸」に、「15号俸」を「17号俸」に、「3号俸」を「5号俸」に、「13号俸」を「15号俸」に、「23号俸」を「25号俸」に改め、同表のク中「45号俸」を「47号俸」に、「27号俸」を「29号俸」に、「15号俸」を「17号俸」に、「5号俸」を「7号俸」に、「23号俸」を「25号俸」に、「13号俸」を「15号俸」に、「3号俸」を「5号俸」に改め、同表のケ中「1号俸」を「5号俸」に、「11号俸」を「15号俸」に改め、同表のコ中「27号俸」を「29号俸」に、「17号俸」を「19号俸」に、「7号俸」を「9号俸」に、「23号俸」を「25号俸」に、「13号俸」を「15号俸」に、「3号俸」を「5号俸」に改め、同表のサ中「4号俸」を「5号俸」に、「5号俸」を「7号俸」に、「7号俸」を「9号俸」に、「15号俸」を「17号俸」に、「13号俸」を「15号俸」に、「3号俸」を「5号俸」に改め、同表のシ中「27号俸」を「29号俸」に、「17号俸」を「19号俸」に、「7号俸」を「9号俸」に、「23号俸」を「25号俸」に、「13号俸」を「15号俸」に、「3号俸」を「5号俸」に改め、同表のス中「2号俸」を「5号俸」に、「15号俸」を「19号俸」に、「5号俸」を「9号俸」に、「37号俸」を「40号俸」に、「33号俸」を「36号俸」に、「13号俸」を「16号俸」に、「21号俸」を「25号俸」に、「11号俸」を「15号俸」に、「1号俸」を「5号俸」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年3月28日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第3号

職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則(平成18年長野県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第11項」を「附則第12項」に改める。

第4条の見出し中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同条第1項中「切替日の前日から」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、切替日の前日から」に、「差額に相当する額」を「差額」に、「得た額」を「得た額」から当該差額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が7,500円を超えるときは、7,500円とする。)を減じた額に相当する額」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同条第2項中「切替日」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、切替日」に、「差額に相当する額」を「差額」に、「額」を「額」から当該差額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が7,500円を超えるときは、7,500円とする。)を減じた額に相当する額」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、前2項に規定する職員であって、前2項に規定する差額が次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額を超えることとなるものには、当該超える額に相当する額を、改正条例附則第11項による給料として支給する。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 | 15,000円 |
| (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間 | 22,500円 |
| (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 | 30,000円 |
| (4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 | 37,500円 |
| (5) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間 | 45,000円 |

第5条の見出し中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同条第1項中「人事交流等職員()」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、人事交流等職員()」に、「差額に相当する額」を「差額」に、「額」を「額」から当該差額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が7,500円を超えるときは、7,500円とする。)を減じた額に相当する額」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同条第2項中「附則第10項」を「附則第11項」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、前2項に規定する職員であって、前2項に規定する差額が次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額を超えることとなるものには、当該超える額に相当する額を、改正条例附則第12項による給料として支給する。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 | 15,000円 |
| (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間 | 22,500円 |
| (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 | 30,000円 |
| (4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 | 37,500円 |
| (5) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間 | 45,000円 |
- 第6条及び第7条中「附則第11項」を「附則第12項」に改める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

平成25年4月1日における号俸の調整に関する規則をここに公布します。

平成25年3月28日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第4号

平成25年4月1日における号俸の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年長野県条例第3号)第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。次条において「改正一般職員給与条例」という。)附則第14項、長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年長野県条例第20号)第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号。次条において「改正学校職員給与条例」という。)附則第11項又は長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年長野県条例第23号)第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号。次条において「改正警察職員給与条例」という。)附則第24項の昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成21年1月1日(以下「調整対象昇給日」という。)において決定された昇給の号俸数が職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)第28条第2項の規定による昇給の号俸数(以下この号において「期間割昇給号俸数」という。)である職員であって、当該期間割昇給号俸数と、職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成20年長野県人事委員会規則第10号)附則第2項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号俸数とが等しくなるもの(次号及び次条第3号アにおいて「期間割非抑制職員」という。)(調整対象昇給日から平成25年4月1日(以下「調整日」という。)までの期間(以下「特定期間」という。)に給料表異動をした職員を除く。)
- (2) 特定期間に給料表異動をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動(当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。次条第3号において同じ。)があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において期間割非抑制職員に該当することとなるもの
- (3) 前2号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第2条 改正一般職員給与条例附則第14項、改正学校職員給与条例附則第11項又は改正警察職員給与条例附則第24項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員は、調整対象昇給日に改正一般職員給与条例第8条第1項及び附則第13項、改正学校職員給与条例第11条第1項及び附則第10項又は改正警察職員給与条例第8条第1項及び附則第23項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となり、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長野県人事委員会規則第3号）附則第4項の規定により号俸を決定された者であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年11月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）第1条に規定する企業職員又は国、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体の職員となった職員であつて、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会が定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）
- (3) 特定期間に給料表異動をした職員であつて、次に掲げるもの
ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動があつたものとした場合に、当該調整対象昇給日において期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事委員会が定める職員を除く。）
イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となり、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長野県人事委員会規則第3号）附則第4項の規定により号俸を決定された者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であつて、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年11月1日）前となるもの
- (4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長野県条例第1号）第2条の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年長野県条例第38号）第2条の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年長野県条例第45号）第2条の規定により自己啓発等休業をしていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定により大学院修学休業をしていた期間がある職員であつて、平成20年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたものうち、人事委員会が定める職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長野

県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成19年1月1日から平成22年1月1日まで（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）の間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで
- (2) 平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで
- (3) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において29歳に満たない者 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで

人事委員会事務局

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年3月28日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第5号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人地方公務員安全衛生推進協会 財団法人長野県国際交流推進協会」を「一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 公益財団法人長野県国際化協会」に、「財団法人長野県文化振興事業団」を「一般財団法人長野県文化振興事業団」に、「社団法人信州・長野県観光協会」を「一般社団法人信州・長野県観光協会」に、「社団法人長野県原種センター 社団法人長野県農業担い手育成基金」を「一般社団法人長野県原種センター 公益社団法人長野県農業担い手育成基金」に、「社団法人長野県林業公社」を「公益社団法人長野県林業公社」に、「財団法人長野県林業労働財団」を「一般財団法人長野県林業労働財団」に、「財団法人ダム技術センター」を「一般財団法人ダム技術センター」に、「財団法人長野県下水道公社 長野県住宅供給公社 一般財団法人長野県建築住宅センター」を「公益財団法人長野県下水道公社 長野県住宅供給公社」に改める。

別表第2中「財団法人長野県健康づくり事業団 社団法人長野県食品衛生協会」を「公益財団法人長野県健康づくり事業団 一般社団法人長野県食品衛生協会」に、「社団法人長野県浄化槽協会」を「公益社団法人長野県浄化槽協会」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

人事委員会事務局